

議案第六十六号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例  
 右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例  
 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和五十三年杉並区条例第四十号）の  
 一部を次のように改正する。

別表第二(一) 杉並区立高井戸地域区民センターの項を次のように改める。

杉並区立高井戸地域区民センター	第一集会室	二、一〇〇〇円	二、八〇〇〇円	二、一〇〇〇円
	第二集会室	二、一〇〇〇円	二、八〇〇〇円	二、一〇〇〇円
	第三集会室	一、八〇〇〇円	二、五〇〇〇円	一、八〇〇〇円
	第四集会室	二、三〇〇〇円	三、一〇〇〇円	二、三〇〇〇円

別表第二(二) 杉並区立高井戸地域区民センターの項を削る。  
 別表第三(一) 杉並区立高井戸地域区民センターの項を次のように改める。

第一集会室	一、〇五〇円	一、四〇〇円	一、〇五〇円
-------	--------	--------	--------

杉並区立高井戸地域区民センター	第二集会室	一、〇五〇円	一、四〇〇円	一、〇五〇円
	第三集会室	九〇〇円	一、二五〇円	九〇〇円
	第四集会室	一、一五〇円	一、五五〇円	一、一五〇円

別表第三(二) 杉並区立高井戸地域区民センターの項を削る。

附 則

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第二(一)及び別表第三(一)に規定する杉並区立高井戸地域区民センターの第一集会室、第二集会室、第三集会室及び第四集会室の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 杉並区立高井戸地域区民センターの項を削る。

（提案理由）

高井戸地域区民センターの集会室の使用料を改定する等の必要がある。